

2020人事院勧告 10月以降へ

人事院は、民間の給与実態調査（従業員50人以上の約1万2000事業所を抽出）を、6月29日から7月31日まで実施しました。

コロナウイルス感染症対策に苦勞している民間会社の実態に配慮して、今年度は次の点を変更しました。

- ①例年行っている月給とボーナス（一時金）の調査ではなくボーナス（一時金）のみ先行して調査。
- ②例年は会社を訪問して聞き取り調査をしているが、会社側の負担軽減のため書面での調査（郵送）とし、必要に応じて調査員が電話やメールで補足説明する形で実施。
- ③調査対象から病院をのぞいた。

※連合が5月11日に公表した民間企業の夏のボーナスは平均2.36カ月で、前年より0.10カ月減

なお、遅れていた月給の調査については、8月17日～9月30日に実施する予定となっています。

民間の給与実態調査は、国家公務員の給与改定の基準となるものです。今年度はこの調査が遅れており、例年8月上旬に行われていた人事院勧告が、今年度は10月以降にずれ込む見通しとなっています。（1960年からの現行制度で初）

勧告は都道府県人事委員会などが参考にするため、地方公務員の給与改定に関する自治体の動きにも遅れが出ることになります。今年度の人事委員会交渉や私たちの給与の確定にも大きな影響が出ると予想されます。

【私たちの給与・一時金決定の流れ】

例年

民間の給与実態調査（5月1日から50日程度）

※月給とボーナス（一時金）ともに調査



人事院勧告（8月上旬・昨年度は8月7日）



人事委員会勧告（10月上旬）



給与条例の改定（12月県議会）

今後の人事院勧告をめぐる動きを注視するとともに、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、日々の業務にとりくんでいる私たちの賃金や待遇を守るため運動をすすめましょう。